

人権を尊重し労働者を保護する 持続可能な公共調達を考える —弁護士からの視点から

真和総合法律事務所
パートナー弁護士 高橋 大祐

2022年3月20日
日本社会関係学会 第3回研究大会

高橋大祐 自己紹介

- **弁護士としての業務**
 - 弁護士(日本)／法学修士(米・仏・独・伊)
 - 真和総合法律事務所 パートナー
 - 弁護士として、企業・金融機関に対し、グローバルコンプライアンス、サステナビリティ分野の助言・支援、紛争解決・危機管理を担当。
- **「ビジネスと人権」「持続可能な公共調達」に関連する活動**
 - 国際法曹協会(IBA) ビジネスと人権委員会共同議長
 - 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会CSRと内部統制PT副座長
 - 外務省 ビジネスと人権行動計画作業部会構成員(2018年～2020年)、ビジネスと人権行動計画推進作業部会構成員(2022年～現在)
 - 2025年日本博覧会協会 持続可能な調達ワーキンググループ委員
 - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 「持続可能性に配慮した調達コード」通報受付窓口に係る助言委員会委員候補者(2018年～2021年, 2021年助言委員会委員長)
 - OECD責任ある企業行動センター コンサルタント(2020年～2021年)
 - ビジネスと人権対話救済機構(JaCER) 共同代表理事

ビジネスと人権に関する国連指導原則の原則6 は、国家の人権保護義務の内容として、持続可能な公共調達を位置付けている。

6. 国家は、国家が商取引をする相手企業による人権の尊重を促進すべきである。

● 解説

- 国家は、少なからずその調達活動などを通じて、企業とさまざまな商取引を行っている。それは、国家にとって、個別でも国の集まりとしても、国内法・国際法上の国家の関連した義務を考慮に入れながら、契約条件などを通して企業の人権についての意識向上や人権に対する尊重を推進する絶好の機会となっている。

(和訳は、国連広報センター

https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/ を抜粋)

日弁連がビジネスと人権行動計画(NAP)策定にあたって提出した意見書も、公共調達に人権基準を組み込むための様々な施策例を挙げている。

- 日弁連ビジネスと人権に関する行動計画に盛り込むべき具体的な事項・施策に関する意見書

(https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2019/191121_2.html)

- 第2の5(1) 公共調達に関する施策例

① 国・地方公共団体の公共調達における人権基準の組入れ

② 国・地方公共団体の公共調達に関する苦情処理メカニズムの改善

③ 公共調達担当官に対する啓発・教育

④ 公共調達参加企業に対する啓発・教育・支援

日弁連NAP意見書でも、様々な形で国・地方公共団体の公共調達における人権基準の組入れを行うことを提案している。

項目	内容
ア 総合評価落札方式における加点事由としての人権基準の組入れ	<ul style="list-style-type: none">• 人権DDの実施に関する新しい認証制度を創設する又は既存の認証制度にその要素を組み込むなどした上で、加点事由の対象とする。• くるみん、えるぼし、ユースエールなど既存の認証制度について、公共調達における活用を拡大する
イ 契約条件としての人権基準の組入れ	<ul style="list-style-type: none">• 東京五輪調達コードの取組や運用上の課題を参考としながら、公共調達に係る契約に、人権尊重をはじめ持続可能性や責任ある企業行動に関連する遵守事項を追加する。• 公契約法及び公契約条例を制定し、公共調達に係る契約に適切な労働条件の確保に関する遵守事項を追加する• 公契約に労働条項の導入を要求するILO第94号条約の批准の可否を検討する。

日弁連NAP意見書でも、様々な形で国・地方公共団体の公共調達における人権基準の組み入れを行うことを提案している。

項目	内容
ウ 入札参加資格停止措置に関する人権基準の執行の強化・明確化	<ul style="list-style-type: none">• 人権侵害リスクの高い労働基準法や技能実習法など関係法令違反に基づく入札参加資格停止措置の執行を強化する。
エ グリーン購入法における人権に関連する環境基準の導入	<ul style="list-style-type: none">• グリーン購入法基本方針において、ステークホルダーが良好な環境を享受する権利に配慮した物品等を優先的に調達することを指針として更に盛り込むべきである。• グリーンウッド法の対象となる木材以外の調達物品等に関しても、東京五輪調達コードの取組や運用上の課題を参考としながら、調達プロセスの合法性や持続可能性に関するDDを実施しているか否かを、調達判断の基準や配慮事項として位置付ける。

大阪万博や東京五輪の調達では、参加企業に対し、「持続可能性に配慮した調達コード」の遵守を契約条件として求めている。

- 参加企業に対し、環境・労働・人権・経済分野の持続可能性基準の遵守を、自社サプライチェーンを通じて調査・働きかけを行うことを要求。
- 万博調達コードは、調達コードの遵守体制整備やサプライチェーンの調査・働きかけにあたって、指導原則等に基づくDDを参照すべきことをより明確化。
- **万博調達コード(第2版)の意見募集を2023年4月14日まで実施中。**
 - 新たに農・畜・水産物、パーム油の個別基準を追加
 - グリーバンス・メカニズムの整備に関する期待を明確化
 - <https://www.expo2025.or.jp/news/news-20230315-04/>



東京五輪調達コードは、様々な教訓・課題を残しており、今後の持続可能な公共調達の推進においても参考とすることが望まれる。

遵守状況のモニタリングの実効性に関する課題

通報受付窓口(グリーンバンス・メカニズム)の実効性に関する課題

調達担当者と参加企業双方のキャパシティに関する課題

組織全体の方針・ガバナンスとの一貫性に関する課題

ステークホルダーとの意義ある対話に関する課題

公共調達においても、民間調達と同様、ステークホルダーからの苦情申立に対応する実効的な苦情処理メカニズムを整備することが重要である。

- 苦情処理メカニズムの意義（指導原則の原則29参照）
 - リスクを発見・探知する早期警報システムとして人権DDを補完
 - 人権侵害の被害者に対する救済へのアクセスの実現
- 苦情処理メカニズムの実効性の基準（指導原則の原則31）
 - 正当性，利用可能性，予測可能性，公平性，透明性，権利適合性，継続的な学習源，エンゲージメントと対話に基づく

民間では苦情処理メカニズムに関する基準やプラットフォームの整備が進んでいるので、公共調達においてもこれを参照することも有益である。

- 責任ある企業行動及びサプライ・チェーン推進のための対話救済ガイドライン(2019年12月発表)
 - グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)及びビジネスと人権ロイヤーズネットワーク(BHR Lawyers)を中心に、日本企業の苦情処理メカニズム強化のための実務指針として策定
- 企業等のステークホルダー対応における助言仲介委員会ガイドライン(2022年3月発表)
 - BHR Lawyersが、「対話救済プロジェクト」の一環として、独立の立場で企業に対する助言やステークホルダーとの仲介を行う助言仲介委員会の行動基準として策定
- ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)(2022年10月運用開始)
 - 会員企業による指導原則に準拠した苦情処理を支援・推進するための「対話救済プラットフォーム」を提供。2022年3月時点で約20社が加盟

人員・予算・知識などのリソースが比較的限定されている地方公共団体で持続可能な公共調達を推進するためには工夫が必要である。

- リスクベース・アプローチを徹底する
 - 人権への負の影響のリスクが高い分野(商品・サービス・事業・項目など)を特定・評価したうえで、当該分野で重点的に持続可能な公共調達を推進することが重要。
- ステークホルダーとの対話を促進し、外部のリソースを積極的に活用する
 - リスクの特定・評価, 重点的な対応の実施にあたってはステークホルダーとの対話が不可欠。
 - 他団体やの実務を参考とするためには外部専門家の知識を活用することも有益。

一方で、地方公共団体においてこそ、持続可能な公共調達を率先できる機会も存在する。

- 首長や地方議会の方々がリーダーシップを発揮する
 - 首長や地方議会がリーダーシップを発揮することで、柔軟かつ機動的に持続可能な公共調達が実現可能。
 - 地方公共団体は、ステークホルダーとの距離も中央政府と比較して近い。
- 持続可能な地域の活性化に関する政策との一貫性を確保する
 - 多くの地方公共団体が地域創生やSDGsに関連した施策を実施しており、持続可能な公共調達をその政策実現の手段の一つとして位置づけることが有益。
 - 独自の取組を積極的発信することで、外部から注目され、地域の魅力を高めることにもつながる。

ご清聴ありがとうございました。

真和総合法律事務所
SHINWA LAW

弁護士(日本) / 法学修士(米・仏・独・伊)

高橋 大祐

東京都中央区日本橋2丁目1番14号

日本橋加藤ビルディング4階

03-3517-5499(直通)

takahashi@shinwa-law.jp

www.dtakahashi.com www.shinwa-law.jp